

1. 件名：福島第一原子力発電所におけるサブドレン、地下水ドレン及び陸側遮水壁の状況（第三段階）に係る面談
2. 日時：令和元年10月3日（木）13時30分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、サブドレン、地下水ドレンの稼働状況、陸側遮水壁の状況（第三段階）、陸側遮水壁の設備、凍結の経緯等を総括した内容（以下、「陸側遮水壁の総括」という。）に関して令和元年9月19日に追加で説明を求めた内容について、資料に基づき説明があった。

【サブドレン及び地下水ドレン】

- サブドレン・地下水ドレンの稼働概要、水位変動
- サブドレン及び地下水ドレン（ウェルポイントも含む）くみ上げ量
- サブドレン・地下水ドレンの水質
- 地下水ドレン中継タンクの水質

【陸側遮水壁】

- 地中温度分布

【陸側遮水壁の総括】

- 陸側遮水壁として、凍土方式を選定した経緯
- 設備の仕様
- 陸側遮水壁の施工方法、工程及び凍結状況の変化
- 陸側遮水壁等による地下水流入の抑制効果
等

原子力規制庁は、上記説明内容を確認し、陸側遮水壁の状況報告について以下の内容を伝えた。

- 今後、陸側遮水壁の状況に関する定例報告を実施しなくても差し支えないこと。
- ただし、陸側遮水壁の凍結状況に通常の変動範囲を超える変化が生じた場合、設備の故障等のトラブルが発生した場合等には速やかに報告すること。

6. その他

・資料：

- サブドレン稼働状況について
- 地下水ドレンの稼働状況について
- 陸側遮水壁の状況（第三段階）
- 陸側遮水壁の状況